

運賃及び料金の適用方

伊勢湾フェリー株式会社

令和6年4月1日改定

運賃及び料金の適用方

I 運賃の適用方

1. 旅客運賃

- (1) 片道旅客運賃は、旅客が一般客室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復旅客運賃は、旅客が一般客室に往復1回乗船する場合に適用する。

2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
 - ① 小学校及び義務教育学校の前期課程に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、または団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児で、大人1名につき1人を超える小児
- (2) 1歳未満の小児は無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は、大人旅客運賃の半額とし、10円未満の端数は四捨五入する。

3. 回数旅客運賃

- (1) 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
- (2) 回数旅客運賃の枚数は次のとおりとする。
 - ① 片道旅客運賃の6倍の額とし、券片数は7枚とする。
 - ② 片道旅客運賃の10倍の額とし、券片数は12枚とする。

4. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された10名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行するもので構成された10名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から旅客運賃割引申請のあった場合、または学生証の提示があった場合に適用する。
 - ① 学校教育法第1条で定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。
 - ② 児童福祉法第7条で定める保育所。

5. 特殊手荷物運賃

- (1) 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物1車両を、片道1回運送する場合に適用する。

(2) 400cc以上の側車付及び3輪バイクについては割増運賃を適用する。

6. 小荷物運賃

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

7. 乗用車航送運賃

(1) 片道乗用車航送運賃は、乗用車1台及び一般客室に当該乗用車の運転者1名が片道1回乗船する場合に、次の分類番号区分により適用する。

- ① 乗用車航送運賃は、普通乗用車、小型貨物車・軽貨物車、小型乗用車・軽乗用車、普通貨物車（5m未満）、特殊用途自動車（5m未満）とする
- ② 当該乗用車がけん引乗用車に連結した状態や、荷物を前後にはみ出して積載した状態において乗船する場合には、連結した長さ及びはみ出して積載されている部分の荷物の長さを加えた長さによって自動車航送運賃を適用する。
- ③ 前各号以外の乗用車等にあつては、当該乗用車を実測した長さの自動車航送運賃を適用する。

(2) 往復乗用車航送運賃は、自動車1台及び一般客室に当該乗用車の運転手1名が往復1回乗船する場合に適用する。

8. 自動車航送運賃

(1) 片道自動車航送運賃は、自動車1台及び一般客室に当該自動車の運転者1名が片道1回乗船する場合に、次の自動車の長さに応じて適用する。

- ① 自動車航送運賃は、普通乗合車、大型特殊自動車、大型特殊自動車の建設機械、普通貨物車（5m以上）、特殊用途自動車（5m以上）とする。
- ② 当該自動車の道路運送車両法で定める自動車検査証に記載された長さ
- ③ 当該自動車がけん引自動車に連結した状態において乗船する場合には、連結した状態における自動車の長さ
- ④ 当該自動車が荷物を前後にはみ出して積載した状態において乗船する場合には、自動車の長さにはみ出して積載されている部分の荷物の長さを加えた長さ
- ⑤ 前各号以外の自動車等にあつては、当該自動車を実測した長さ

(2) 往復自動車航送運賃は、自動車1台及び一般客室に当該自動車の運転手1名が往復1回乗船する場合に適用する。

9. 回数乗用車航送運賃及び自動車航送運賃

(1) 回数乗用車航送運賃及び自動車航送運賃は、同一の自動車が同一の区間を多数回乗船する場合に適用する。

(2) 回数乗用車航送運賃及び自動車航送運賃は次のとおりとする。

- ① 片道乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の6倍の額とし、券片数は7枚とする。
- ② 片道乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の10倍の額とし、券片数は12枚とする。

II 料金の適用方

1. 特別室使用料金は、旅客が特別室を利用して片道1回乗船する場合に適用する。
2. 小児料金
 - (1) 次の旅客には、小児料金を適用する。
 - ① 小学校及び義務教育学校の前期課程に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、または団体として利用する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児で、大人1名につき1人を超える小児
 - (2) 1歳未満の小児は無料とする。
 - (3) 小児料金は、大人旅客料金の半額とし、10円未満の端数は四捨五入する。

III 運賃及び料金の割引

1. 身体障害者に対する運賃及び料金の割引

身体障害者及び、その介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

- ① 身体障害者とは、身体障害者福祉法第15条第4項で定める身体障害者手帳の交付を受けているものをいい、これを身体障害者福祉法施行規則別表第5号（別添のとおり）により第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

区分		第1種	第2種
視覚障害		1級～3級、4級の1	4級の2、5級、6級
聴覚または、平衡機能の障害	聴覚障害	2級、3級	4級、6級
	平衡機能障害	該当なし	3級、5級
音声機能、言語機能または、そしゃく機能障害		該当なし	3級、4級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1・2	2級の3・4、3級～7級
	下肢	1級、2級、3級の1	3級の2・3、4級～7級
	体幹	1級～3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
移動機能		1級～3級	4級～7級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓の機能障害もしくは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害	1級、3級、4級	該当なし
	ぼうこう・直腸の機能障害	1級、3級	4級
	肝臓の機能障害	1級～4級	該当なし
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～4級	該当なし

- ② 割引の適用は身体障害者手帳または携帯端末等の身体障害者手帳画面を提示した場合に限る。
- ③ 介護者は、当社が介護能力のあると認められる者であり、その購入する乗船券類の種類・乗船区間及び有効期間が第1種身体障害者と同一で、第1種身体障害者の乗船券類と同時に購入するものでなければならない。
- ④ 第1種身体障害者及びその介護者ならびに、第2種身体障害者本人の旅客運賃は5割引とする。
- ⑤ 第1種身体障害者が介護者とともに乗船する場合には、第1種身体障害者及び、その介護者の回数旅客運賃、特別室使用料金については5割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃については、割引を適用しない。

2. 被救護者に対する旅客運賃の割引

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添者で、次の適用条件に適合するものに限って、旅客運賃を5割引とする。

- ① 児童福祉法第12条の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設
- ② 生活保護法第38条の保護施設
- ③ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- ④ 少年院法第1条の少年院法及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所
- ⑤ 更生保護法第29条の保護観察所
- ⑥ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引申請のあったものに限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。
- ⑦ 被救護者の付添者については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがある者であり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

3. 知的障害者に対する運賃及び料金の割引

知的障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

- ① 知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けているものをいい、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。
- ② 第1種知的障害者とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。
 - (イ) 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。
 - * 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者
 - * 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者
 - (ロ) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日

常生活において常時介護を要する程度のもの。

* 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級に該当するものとされている。

- ③ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって前号以外の者をいう。
- ④ 割引の適用は療育手帳または携帯端末等の療育手帳画面を提示した場合に限る。
- ⑤ 介護者については知的障害者1名について、当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の区間により乗船する場合に限る。
- ⑥ 第1種知的障害者及び、その介護者ならびに、第2種知的障害者本人の旅客運賃は5割引とする。
- ⑦ 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及び、その介護者の回数旅客運賃、特別室使用料金については5割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃については、割引を適用しない。

4. 精神障害者に対する運賃及び料金の割引

精神障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

- ① 精神障害者とは、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で、同法第45条に規定された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいい、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

区分	障害等級	精神障害の状態
第1種	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- ② 割引の適用は精神障害者保健福祉手帳または携帯端末等の精神障害者保健福祉手帳画面を提示した場合に限る。
- ③ 介護者については精神障害者1名について、当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の区間により乗船する場合に限る。
- ④ 第1種精神障害者及びその介護者ならびに、第2種精神障害者本人の旅客運賃は5割引とする。
- ⑤ 第1種精神障害者が介護者とともに乗船する場合には、第1種精神障害者及び、その介護者の回数旅客運賃、特別室使用料金については5割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃については、割引を適用しない。

5. 往復運賃に対する割引

- (1) 往復旅客運賃の割引率は、復路片道運賃を1割引とする。
- (2) 往復乗用車航空運賃及び自動車航空運賃の割引率は、復路片道運賃を1割引とする。

6. 団体旅客運賃に対する割引

団体旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

	大人・小児(小学生、園児)	中・高・大学生
10名～50名	1割引	3割引
51名以上	2割引	

*学生団体においては付添人も同じ割引率とする

7. 回遊に係る旅客運賃、乗用車航送運賃、自動車航送運賃及び、特殊手荷物運賃の割引

国内の旅客航路事業者又は国内の他の交通機関との回遊運送の割引率は、5割引を限度とする。

8. 企画旅行契約に係る旅客運賃、乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の割引

当社または、旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の割引率は、9割引を限度とする。

9. 手配旅行契約に係る旅客運賃、乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の割引

旅行業を営む者が手配する特定の往復又は回遊旅行の割引率は、5割引を限度とする。

10. 連絡運輸商品及び企画商品に係る旅客運賃、乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の割引

連絡運輸商品及び企画商品の割引率は、運輸局長へ届出したところによる。
商品名は別紙1のとおり

11. 運賃の割引の重複適用の禁止

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

12. 端数の整理

割引後の10円未満の端数は、切り上げとする。

IV 運賃及び料金の割増

1. 運賃及び料金の割増は、次のとおりとする。

(1) 乗用車航送運賃及び自動車航送運賃に対する割増は次のとおりとする。

- ① 自動車の幅が2.5メートルを超える自動車については、その超えている幅2.5センチメートルごとを単位として、当該乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の1割5分増とする。
- ② 自動車に積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、積載されている荷物の一部が2.5メートル幅を超えて積載されているときは、超えている荷物の幅2.5センチメートルごとを単位として、当該乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の1割5分増とする。
- ③ カタピラを有する自動車、ロード・ローラ等船舶への乗船に著しく手数がかかる自動車につい

ては、当該乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の10割増とする。

2. 端数の整理

割引後の10円未満の端数は、切り上げとする。

別紙1 【 連絡運輸商品及び企画商品等に係る割引 】

1. 宿泊施設フェリー付プラン

伊勢湾フェリーと宿泊施設をセットにした商品の旅客運賃、乗用車航送運賃及び自動車航送運賃の割引率は5割引を限度とする。

2. 豊橋～鳥羽間通し旅客運賃

伊勢湾フェリーと伊良湖～豊橋間路線バス及び鉄道の割引切符をセットにした商品の旅客運賃の割引率は5割引を限度とする。

3. 観光施設セット券

伊勢湾フェリーと観光施設をセットにした商品の旅客運賃及び乗用車航送運賃の割引率は5割引を限度とする。

4. 往復回遊運賃割引

着港で下船せずに折返し乗船する場合及び観光地域イベントに参加するために乗船する場合の旅客運賃の割引率は5割引を限度とする。

5. 広告・特典等割引

雑誌広告やインターネット広告及びその他広告やイベントや宿泊特典に付加する割引券の乗用車航送運賃、特殊手荷物運賃、旅客運賃の割引率はそれぞれ5割引を限度とする。

6. 小人無料キャンペーン

小人無料キャンペーンの期間中に限り、小人の旅客運賃を無料とする。

7. 期間限定割引

期間限定イベントに付加する旅客運賃及び乗用車航送運賃、特殊手荷物運賃の割引率は9割引を限度とする。

8. 周年キャンペーン

周年キャンペーン期間中の特定日に限り、旅客運賃ならびに特別室料金を無料とする。